（地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官、持続的食料システム調整官、バイオマス専門官及び再生可能エネルギー専門官）

第八条　環境バイオマス政策課に、地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官三人、持続的食料システム調整官一人、バイオマス専門官二人及び再生可能エネルギー専門官一人を置く。

２～９　（略）

（食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに国際化推進専門官、フードデリバリーサービス専門官及び食文化専門官）

第十二条　外食・食文化課に、食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに国際化推進専門官一人、フードデリバリーサービス専門官一人及び食文化専門官二人を置く。

２～６　（略）

７　フードデリバリーサービス専門官は、フードデリバリーサービスに関する事業の健全な発展に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

８　食文化専門官は、命を受けて、第四項の事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

２～７　（略）

８　統計デジタル審査専門官は、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の向上のためのデジタル技術を活用した審査に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官及び総合防除推進専門官）

第二十三条　植物防疫課に、防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官五人及び総合防除推進専門官一人を置く。

２～６　（略）

７　総合防除推進専門官は、総合防除の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（輸出産地形成室及び輸出環境整備室並びに事業計画専門官、輸出先国規制対応専門官及び海域モニタリング専門官）

第二十七条　輸出支援課に、輸出産地形成室及び輸出環境整備室並びに事業計画専門官一人、輸出先国規制対応専門官一人及び海域モニタリング専門官一人を置く。

２～５　（略）

６　事業計画専門官は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の規定による認定を受けた輸出事業計画に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

７　輸出先国規制対応専門官は、輸出先国の政府機関が定める新たな輸入条件への対応に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官、持続的食料システム調整官、バイオマス専門官及び再生可能エネルギー専門官）

第八条　環境バイオマス政策課に、地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官五人、持続的食料システム調整官一人、バイオマス専門官二人及び再生可能エネルギー専門官一人を置く。

２～９　（略）

（食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに国際化推進専門官及び食文化専門官）

第十二条　外食・食文化課に、食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに国際化推進専門官一人及び食文化専門官二人を置く。

２～６　（略）

（新設）

７　食文化専門官は、命を受けて、第四項の事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官二人を置く。

２～７　（略）

（新設）

（防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官）

第二十三条　植物防疫課に、防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官五人を置く。

２～６　（略）

（新設）

（輸出産地形成室及び輸出環境整備室並びに海域モニタリング専門官）

第二十七条　輸出支援課に、輸出産地形成室及び輸出環境整備室並びに海域モニタリング専門官一人を置く。

２～５　（略）

（新設）